別表刑務官採用試験の項を次のように改める。

刑務官採用試験	大卒程度の者	一　社会経済情勢に関する知識を備えていること。 二　状況に応じて課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。 三　採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。 四　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 五　前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
	高卒程度の者	一　論理的な思考力及び表現力を備えていること。 二　採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力又は武道の技術を備えていること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十八号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第四条第一項、第五条、第七条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び第七条第二項中「二百五十万円」を「四百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十九号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項第三号、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に改め、「第二十三条の二」の下に「、第二十三条の三第一項及び第七項」を加える。

一　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第六号

二　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第七号

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「第二十一条第一項から第三項まで」を「第二十一条第一項、第二項（同法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項」に改め、「第二十三条第一項から第三項まで」の下に「、第二十三条の三第一項、第二項、第三項第二号及び第五項」を加える。

附　則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂